



港長公示第 30-7 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 8 月 14 日

千葉港長



千葉港千葉区第五区幕張の浜地先海面における航泊禁止について

千葉港千葉区第五区幕張の浜地先海面において、土砂投入工事が実施されるため、下記により、当該工事作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶以外の船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

平成 30 年 9 月 5 日から同年 12 月 27 日までの間

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及びニとイを結んだ線により囲まれた海面

- イ 北緯 35 度 37 分 43.6 秒 東経 140 度 00 分 50.3 秒
- ロ 北緯 35 度 37 分 31.7 秒 東経 140 度 01 分 04.9 秒
- ハ 北緯 35 度 37 分 19.8 秒 東経 140 度 00 分 50.2 秒
- ニ 北緯 35 度 37 分 31.7 秒 東経 140 度 00 分 35.7 秒

3 標識

前記 2 の区域を明示するため、イ、ロ、ハ及びニの各地点に黄色灯付黄色塗灯浮標（4 秒 1 閃光、同期点滅）が設置される。

また、イとロ、ロとハ、ハとニ及びニとイの間に黄色灯付黄色塗灯浮標（4 秒 1 閃光、同期点滅）が、2 基設置される。

4 その他

工事期間中、前記 2 の区域周辺海域に警戒船 2 隻が配備される。

別図

【航泊禁止区域】【全体図】



【航泊禁止区域】【拡大図】

